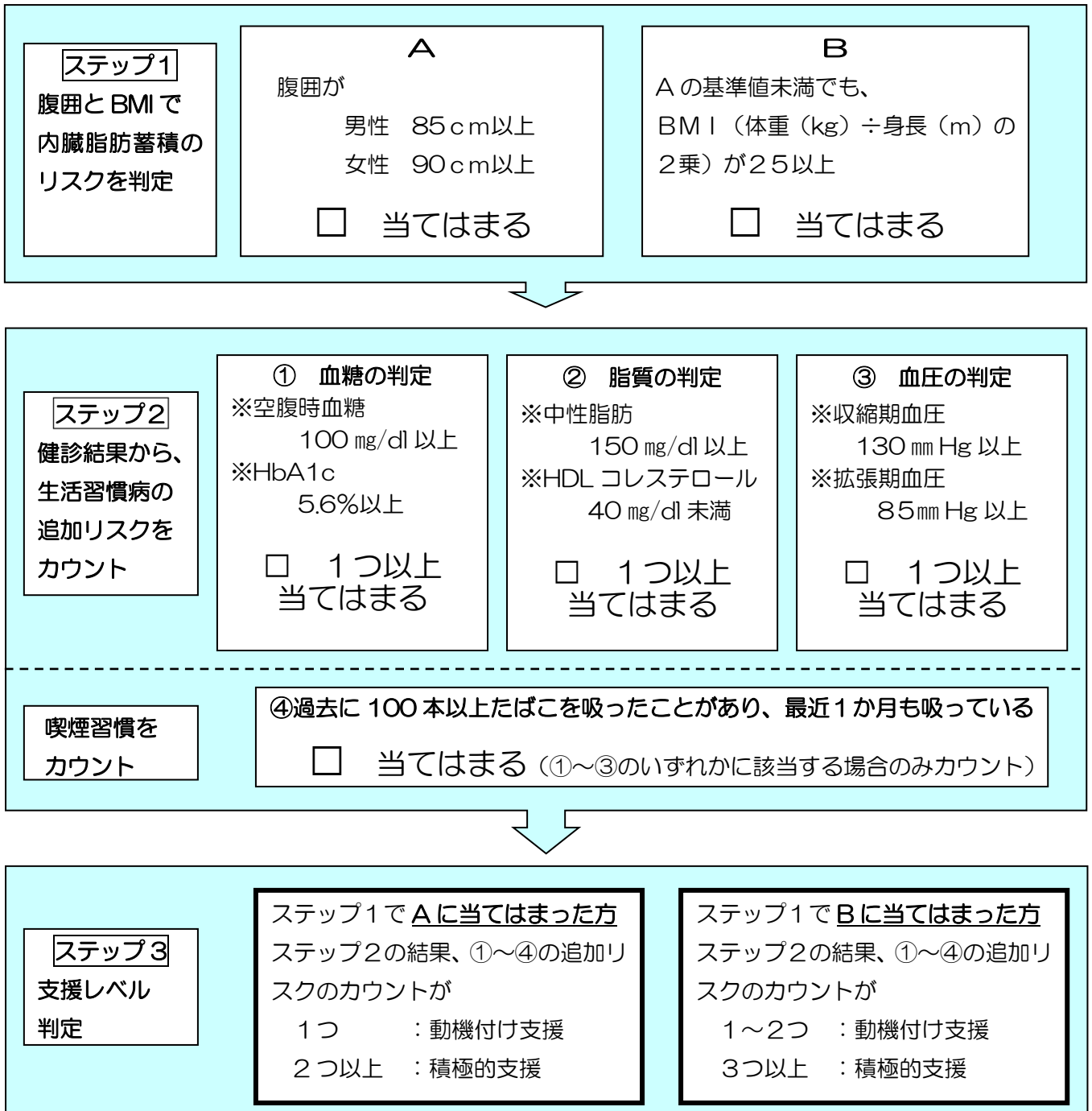


特定保健指導対象者となる方の判定基準

特定健康診査（定期健康診断・人間ドック等を含む）の結果から、腹囲等の数値と血糖、脂質、血圧の数値が一定以上となる項目等（リスク）の数の組み合わせによって、特定保健指導のレベルを判定します。レベルによって、「動機付け支援」と「積極的支援」に分かれます。なお、65歳から74歳までの方は積極的支援相当であっても動機付け支援となります。



※高血糖・脂質異常・高血圧の薬剤治療を受けている方は特定保健指導の対象とはなりません。
万が一、途中で治療が開始された場合は、治療を優先してください。
※ステップ1でA、Bどちらにも当てはまらない場合は特定保健指導対象とはなりません。
※2年連続で積極的支援となった場合で、BMIや腹囲が一定数改善している方は、動機付け支援相当となります。